

2019年4月1日

加盟団体各位

(公社) 日本ライフル射撃協会
競技運営委員会

射距離測定用機材（レーザー距離計）の貸出に関して

競技規則集第1巻「ライフル射撃場の公認に関する規程」ならびに競技規則集第2巻：ゼネラルテクニカルルール 6.4.5.2にあるように、射撃場の射距離はルールで定められております。正確な射距離を簡便に測定するために、日本ライフル射撃協会（以下日ラ）では、機材（レーザー距離計）を購入し、その貸出を行うことといたしました。

■運用方法

- ・日ラが機材の所有・管理を行い、加盟団体もしくは加盟団体の指名を受けたテクニカル・デレゲート（以下借入者）へ貸出を行う
- ・貸出は原則無償で行われるが、発送に関する費用は全額借入者が負担する
- ・貸出により周辺機器を含む機材の修理・交換等が必要となった場合は借入者が費用を負担する
- ・申込期間が重複する場合は、競技運営委員会の判断で、優先度が高いと思われる借入希望者に貸出を行う
- ・貸出期間は借入者の希望に則って決定されるが、原則として必要日の一週間前からとし、使用後は速やかに返却を行う日程とすること

■貸出フロー

- 1.借入者は申込書へ必要事項を記載の上、日ラ事務局へ提出する（rifle@japan-sports.or.jp）
※受付〆切：貸出希望開始日の2週間前
- 2.事務局は〆切到来後、借入者へ貸出可否の連絡を行う
- 3.事務局は借入者へ機材を発送する
- 4.借入者は機材到着後、破損等の問題がないか確認を行い、運用ルールに則り機材を使用する
- 5.借入者は返却日に間に合う様に機材を事務局へ返送する
- 6.事務局は機材到着後、破損等の問題がないか確認を行い、修理・交換における費用が発生する場合は借入者へ報告を行う

以上